

野田市水洗便所等改造資金融資あっ
せん及び利子補給に関する規則等の一
部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月21日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 3 1 号

野田市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則 等の一部を改正する規則

(野田市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則の一部改正)

第 1 条 野田市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則 (昭和 6 3 年野田市規則第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「(別記第 1 号様式)」を削る。

第 9 条第 2 項中「(別記第 2 号様式)」を削り、同条第 3 項中「(別記第 3 号様式)」を削る。

第 1 1 条中「(別記第 4 号様式)」を削る。

第 1 4 条中「(別記第 5 号様式)」を削る。

第 1 5 条中「(別記第 6 号様式)」を削る。

第 1 6 条中「(別記第 7 号様式)」を削る。

第 1 7 条第 2 項中「(別記第 8 号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市地域排水整備事業補助金交付規則の一部改正)

第 2 条 野田市地域排水整備事業補助金交付規則 (平成 3 年野田市規則第 3 3 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項各号列記以外の部分中「(別記第 1 号様式)」を削り、同項第 3 号中「(別記第 2 号様式)」を削り、同項第 4 号中「(別記第 3 号様式)」を削り、同項第 5 号中「(別記第 4 号様式)」を削る。

第 7 条中「(別記第 5 号様式)」を削る。

第 9 条中「(別記第 6 号様式)」を削る。

第 1 1 条第 1 項中「(別記第 7 号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部改正)

第 3 条 野田市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則 (平成 5 年野田市

規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」及び「(別記第3号様式)」を削る。

第6条中「(別記第4号様式)」を削る。

第7条第1項中「(別記第5号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市建築基準法施行細則の一部改正)

第4条 野田市建築基準法施行細則(平成5年野田市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「変更前の建築主等と」を削り、「連署」を「署名」に改める。

(野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付規則の一部改正)

第5条 野田市生ごみ堆肥化装置購入助成金交付規則(平成10年野田市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「(別記第1号様式)」を削る。

第6条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条第1項中「(別記第5号様式)」を削る。

第10条第2項中「(別記第6号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市法定外公共物管理条例施行規則の一部改正)

第6条 野田市法定外公共物管理条例施行規則(平成13年野田市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「(別記第1号様式)」を削り、同項第2号中「(別記第2号様式)」を削り、同項第3号中「(別記第3号様式)」を削る。

第3条第1号中「(別記第4号様式)」を削り、同条第2号中「(別記第5号様式)」を削り、同条第3号中「(別記第6号様式)」を削る。

第4条第1項中「(別記第7号様式)」を削り、同条第2項中「(別記第8号様式)」を削る。

第6条中「(別記第9号様式)」を削る。

第8条中「(別記第10号様式)」を削る。

第9条中「(別記第11号様式)」を削る。

第10条中「(別記第12号様式)」を削る。

第11条中「(別記第13号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市農産物直売所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 野田市農産物直売所の設置及び管理に関する条例施行規則(平成19年野田市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(別記第1号様式)」を削り、同条第2項中「(別記第2号様式)」を削る。

第5条第1項中「(別記第3号様式)」を削り、同条第2項中「(別記第4号様式)」を削る。

第6条中「(別記第5号様式)」を削る。

第7条中「(別記第6号様式)」を削る。

第8条第2項中「(別記第7号様式)」を削る。

第10条第1項中「(別記第8号様式)」を削る。

第11条第1項中「(別記第9号様式)」を削り、同条第2項中「(別記第10号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市農地等災害復旧事業分担金条例施行規則の一部改正)

第8条 野田市農地等災害復旧事業分担金条例施行規則(平成23年野田市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(別記第1号様式)」を削る。

第3条中「(別記第2号様式)」を削る。

第6条第1項中「(別記第3号様式)」を削り、同条第2項中「(別記第4号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市内土地改良区団体補助金交付規則の一部改正)

第9条 野田市内土地改良区団体補助金交付規則(平成28年野田市規則第1

5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条中「(別記第5号様式)」を削る。

第10条中「(別記第6号様式)」を削る。

第11条中「(別記第7号様式)」を削る。

第12条第1項中「(別記第8号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市畜産環境対策補助金交付規則の一部改正)

第10条 野田市畜産環境対策補助金交付規則(平成28年野田市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条中「(別記第5号様式)」を削る。

第10条中「(別記第6号様式)」を削る。

第11条中「(別記第7号様式)」を削る。

第12条第1項中「(別記第8号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市農業後継者対策事業費補助金交付規則の一部改正)

第11条 野田市農業後継者対策事業費補助金交付規則(平成28年野田市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条中「(別記第5号様式)」を削る。

第10条中「(別記第6号様式)」を削る。

第11条中「(別記第7号様式)」を削る。

第12条第1項中「(別記第8号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市農業再生協議会補助金交付規則の一部改正)

第12条 野田市農業再生協議会補助金交付規則(平成28年野田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条中「(別記第5号様式)」を削る。

第10条中「(別記第6号様式)」を削る。

第11条中「(別記第7号様式)」を削る。

第12条第1項中「(別記第8号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市農産物加工推進協議会補助金交付規則の一部改正)

第13条 野田市農産物加工推進協議会補助金交付規則(平成28年野田市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条中「(別記第5号様式)」を削る。

第10条中「(別記第6号様式)」を削る。

第11条中「(別記第7号様式)」を削る。

第12条第1項中「(別記第8号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市農産物ブランド化推進協議会補助金交付規則の一部改正)

第14条 野田市農産物ブランド化推進協議会補助金交付規則(平成28年野

田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(別記第1号様式)」を削る。

第5条中「(別記第2号様式)」を削る。

第7条中「(別記第3号様式)」を削る。

第8条中「(別記第4号様式)」を削る。

第9条中「(別記第5号様式)」を削る。

第10条中「(別記第6号様式)」を削る。

第11条中「(別記第7号様式)」を削る。

第12条第1項中「(別記第8号様式)」を削る。

別記様式を削る。

(野田市危険私有ブロック塀等撤去費補助金交付規則の一部改正)

第15条 野田市危険私有ブロック塀等撤去費補助金交付規則(平成30年野田市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第7条中「(別記第1号様式)」を削る。

第8条中「(別記第2号様式)」を削る。

第10条中「(別記第3号様式)」を削る。

第11条中「(別記第4号様式)」を削る。

第12条第1項中「(別記第5号様式)」を削り、同条第3項中「(別記第6号様式)」を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。